

# 資 料 編

1	人権関係年表
2	世界人権宣言
3	日本国憲法
4	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
5	鳥取県人権尊重の社会づくり条例



## 「人権全般」国内外の動き

年	国連等	国	県
1947(昭 22)		「日本国憲法」施行 「労働基準法」施行 「教育基本法」施行	
1948(昭 23)	「世界人権宣言」採択	「児童福祉法」施行	
1949(昭 24)	「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択		
1950(昭 25)		「身体障害者福祉法」施行 「生活保護法」施行	
1951(昭 26)	「難民の地位に関する条約」採択	「社会福祉事業法」施行	
1953(昭 28)	「婦人の参政権に関する条約」採択		
1954(昭 29)	「無国籍者の地位に関する条約」採択		
1959(昭 34)	「児童の権利に関する宣言」採択		
1960(昭 35)		「精神薄弱者福祉法」施行	
1963(昭 38)		「老人福祉法」施行	
1964(昭 39)		「母子福祉法」施行	
1965(昭 40)	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約(人種差別撤廃条約)」採択	「同和対策審議会答申」	
1966(昭 41)	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約/A規約)」採択 「市民的及び政治的権利に関する国際		
1967(昭 42)	「難民の地位に関する議定書」採択		
1968(昭 43)	「国際人権年」		
1969(昭 43)		「同和対策事業特別措置法(同対法)」施行	
1973(昭 48)	「アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約」採択		
1975(昭 50)	「障害者の権利に関する宣言」採択		「鳥取県同和教育基本方針」策定
1979(昭 54)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」採択	「国際人権規約(A規約、B規約)」批准 同対法改正(3年延長)	
1980(昭 55)	ハーグ国際司法会議「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)」作成		
1981(昭 56)		「難民の地位に関する条約」加入 法律の名称を「母子福祉法」から「母子及び寡婦福祉法」へ改正(※1)	
1982(昭 57)		「地域改善対策特別措置法(地対法)」施行	
1984(昭 59)	「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約(拷問等禁止条約)」採択		
1985(昭 60)	「スポーツ分野における反アパルトヘイト国際条約」採択	「女子差別撤廃条約」批准	
1989(平元)	「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」採択		
1990(平 2)	「すべての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する条約」採択		
1992(平 4)		「地対財特法」改正(5年延長)	
1993(平 5)	「世界の先住民の国際年」宣言 世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」採択 国連人権高等弁務官の設置を決定(設置は1994(平成6)年)		「人権尊重の県」宣言県議会採択
1994(平 6)		「子どもの権利条約」批准	

年	国連等	国	県
1995 (平 7)	「人権教育のための国連10年」(1995～2004) 「世界の先住民の国際年の10年」(1995～2004)	「人権教育のための国連10年推進本部」の設置 「人種差別撤廃条約」加入	「鳥取県同和教育基本方針」一部改正(※2)
1996 (平 8)			「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」制定
1997 (平 9)		「地対財特法」改正(一部の経過措置対象事業について5年延長) 「人権擁護施策推進法」施行 「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」策定 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」施行	「鳥取県人権施策基本方針」策定 「鳥取県人権文化センター」設立
1998 (平 10)	「国際刑事裁判所に関するローマ規定」採択	法律の名称を「精神薄弱者福祉法」から「知的障害者福祉法」へ改正	
1999 (平 11)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択 「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約」採択 世界環境フォーラムにおいて「グローバル・コンパクト」提唱	人権擁護推進審議会(人権教育・啓発の在り方)答申 「拷問等禁止条約」加入	「人権教育のための国連10年 鳥取県行動計画ーこれからの人権教育・啓発ー」策定
2000 (平 12)	「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」及び「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 「社会福祉法」施行	
2001 (平 13)		人権擁護推進審議会(人権救済制度の在り方)答申 人権擁護推進審議会「人権擁護委員制度の改革について」答申	
2002 (平 14)	「拷問及び他の残酷な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する選択協議書」採択	「人権教育・啓発に関する基本計画」策定	「鳥取県立人権ひろば21(ふらっと)」設置
2003 (平 15)	「国際識字の10年」(2003～2012)	「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」施行	
2004 (平 16)	「人権教育のための世界計画」採択	「人権教育の指導方法等の在り方について[第一次とりまとめ]」公表	「鳥取県人権施策基本方針」第1次改訂(※3) 「鳥取県人権教育基本方針」策定
2005 (平 17)	「北朝鮮人権状況決議」採択 「人権教育のための世界計画」の「第1フェーズ行動計画スタート(2005年～2009年)」	「人権教育の指導方法等の在り方について[第二次とりまとめ]」公表	
2006 (平 18)	「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約(強制失踪条約)」採択 「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」採択 「国連人権理事会」設置	「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行	
2007 (平 19)	「先住民族の権利に関する国連宣言」採択		
2008 (平 20)		「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」採択 「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」公表	「鳥取県将来ビジョン」制定
2009 (平 21)		「強制失踪条約」批准	
2010 (平 22)	「人権教育のための世界計画」の「第2フェーズ行動計画スタート(2010年～2014年)」 「ハンセン病差別撤廃決議」採択		「鳥取県人権施策基本方針」第2次改訂(※4)
2011 (平 23)	「児童に関する権利条約(子どもの権利条約)の通報手続きに関する選択議定書」採択 「人権教育および研修に関する宣言」採択	「人権教育・啓発に関する基本計画」一部変更(※5)	

年	国連等	国	県
2012(平24)			「鳥取県人権教育基本方針」第1次改訂(※6)
2014(平26)		「障害者権利条約」批准 「ハーグ条約」発効 「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」改正(※7)	
2015(平成27)		「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)」施行 「公職選挙法」改正(※8)	

批准・・・署名をした条約の内容について国家が最終確認を行い、条約に拘束されることについて同意を与えること

加入・・・条約に署名していない場合に、条約の規定に拘束される意思があることを正式に宣言する行為。署名のために解放される期間が終了した後に条約を締結する場合には、条約に署名することができないので、必然的に批准等ではなく加入等の手続をとることとなる

- ※1・・・対象者に寡婦(配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが、20歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合)を追加
- ※2・・・部落差別をはじめすべての偏見や差別をなくすとともに、すべての人々の人権の保障と人権意識を育む取組に発展させていくため一部改正(人権教育基本方針より引用)
- ※3・・・国の「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成14(2002)年3月)と整合させるとともに、「人権教育のための国連10年 鳥取県行動計画—これからの人権教育・啓発—」(平成11(1999)年2月)の内容を踏まえた改訂
- ※4・・・新たに認識の高まった人権課題についての取組方針を明らかにするなどした改訂
- ※5・・・各人権課題に対する取組に、北朝鮮当局による拉致問題等に対する理解を深めるための取組等を追加
- ※6・・・これまでの人権教育の取組を基盤にすえながら、新たな課題に対応し、人権尊重の精神を涵養する教育の一層の推進を図るとした改訂(人権教育基本方針第1次改訂より引用)
- ※7・・・拉致被害者の帰国に備え、永住を決めた拉致被害者及びその配偶者の老後における所得を補完しその良好かつ平穏な生活の確保に資するため、老齢給付金等の支給その他の必要な施策を講ずることを目的とすることを追加
- ※8・・・公職の選挙の選挙権を有する者の年齢について、満20年以上から満18年以上に引き下げ

## 「同和問題」国内外の動き

年	国連等	国	県
1965 (昭 40)	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約(人種差別撤廃条約)」採択	「同和対策審議会答申」	
1969 (昭 44)		「同和対策事業特別措置法(同対法)」施行	
1975 (昭 50)			「鳥取県同和教育基本方針」策定
1979 (昭 54)		「同対法」改正(3年延長)	
1982 (昭 57)		「地域改善対策特別措置法(地対法)」施行	
1984 (昭 59)		「地域改善対策協議会意見具申」(今後における啓発活動のあり方について)	
1986 (昭 61)		「地域改善対策協議会意見具申」(今後における地域改善対策について) 「今後の地域改善対策に関する大綱」策定	
1987 (昭 62)		「地域改善対策啓発指導指針」策定 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」施行 「えせ同和行為対策大綱」策定	
1991 (平 3)		「地域改善対策協議会意見具申」(今後の地域改善対策について) 「今後の地域改善対策に関する大綱」策定	
1992 (平 4)		「地対財特法」改正(5年延長)	
1994 (平 6)			「同和対策総合計画」を策定
1995 (平 7)	「人権教育のための国連10年」(1995～2004)	「人権教育のための国連10年推進本部」の設置 「人種差別撤廃条約」加入	「同和問題啓発方針」を策定 「鳥取県同和教育基本方針」一部改正
1996 (平 8)		地域改善対策協議会意見具申(同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について) 「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」(閣議決定)	「これからの同和対策の基本方針」策定
1997 (平 9)		「地対財特法」改正(一部の経過措置対象事業について5年延長) 「人権擁護施策推進法」施行 「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」策定	「同和対策総合計画」を改訂 「同和対策実施計画」を策定
1999 (平 11)			「人権教育のための国連10年 鳥取県行動計画-これからの人権教育・啓発-」を
2000 (平 12)		「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行	
2001 (平 13)	国連の「人権の促進と保護に関する小委員会」において「職業及び世系に基づく差別に関する決議」が採択		
2002 (平 14)		「地対財特法」失効(※1)	「今後の同和問題のあり方」策定(※2)
2010 (平 22)	国連の「人種差別撤廃委員会」が、部落問題に対処する権限を持つ特定の政府機関を指定することなどを勧告		
2011 (平 23)			「宅地建物取引上の人権問題に関する鳥取県行動指針(アクションプログラム)」及び「宅地建物取引上の人権問題に関する県のアクションプラン」の策定
2014 (平 26)	自由権規約委員会が、日本政府に対して、外国人や被差別部落民などのマイノリティ集団のメンバーに対する差別、敵意、暴力を煽り立てる人種的優位や憎悪を唱導するすべてのプロパガンダ(宣伝)の禁止等について勧告		

※1… 地対財特法は2002(平成14)年3月末に有効期限を迎え、国においては、「特別対策の法令上の根拠がなくなることにより、平成14年度以降は、施策ニーズに対しては、他の地域と同様に、所要の一般対策によって対応」することとされた

※2… 2002(平成14)年3月に地対財特法が失効するに伴い、その後の県の同和対策のあり方を示したものの、「本県においては、『差別があるかぎり同和問題解決のために必要な施策について、適切に対応していく』こととし、今後も同和行政を積極的に推進していくものである。」とした

## 「男女共同参画に関する人権」国内外の動き

年	国連等	国	県
1949 (昭 24)	「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択		
1951 (昭 26)		「社会福祉事業法」施行	
1952 (昭 27)	「婦人の参政権に関する条約」採択		
1957 (昭 32)		「売春防止法」施行	
1967 (昭 42)	「婦人に対する差別撤廃宣言」採択		
1972 (昭 47)		「勤労福祉婦人法」施行	
1975 (昭 50)	「国際婦人年」	「国際婦人年にあたり婦人の社会的地位向上をはかる決議」採択	
1976 (昭 51)	「国連婦人の10年」を宣言		
1977 (昭 52)		婦人問題の課題及び策定の方向、目標を明らかにするため「国内行動計画」策定 (S52～S62)	
1979 (昭 54)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」採択(※1)		
1980 (昭 55)	「国連婦人の10年」中間年世界会議 「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択		
1981 (昭 56)		婦人に関する施策の推進のための「国内行動計画後期重点目標」策定 (S56～S61)	
1985 (昭 60)		「女子差別撤廃条約」批准	「鳥取県婦人基本計画」策定
1986 (昭 61)		「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」施行	
1987 (昭 62)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 (S63～65年まで対象)	
1991 (平 3)		「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」施行 「新国内行動計画(第一次改訂)」策定 (H3～H7)	「とっとり女性プラン」策定
1993 (平 5)	世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」採択 「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択		
1994 (平 6)	「アジア・太平洋における女性の地位向上のためのジャカルタ宣言」採択	「婦人問題企画推進本部」に代え、「男女共同参画推進本部」を内閣に設置	
1995 (平 7)	「第4回世界女性会議」で「北京宣言」及び「行動綱領」採択		
1996 (平 8)		「男女共同参画2000年プラン」策定	「とっとり男女共同参画プラン」策定
1999 (平 11)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択	「男女共同参画社会基本法」施行 「男女雇用機会均等法」改正(※2)	
2000 (平 12)	「女性2000年会議」で「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブ」採択	「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」施行 「男女共同参画基本計画」策定 「社会福祉法」施行	

年	国連等	国	県
2001 (平 13)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」施行 内閣府に男女共同参画局設置	「鳥取県男女共同参画推進条例」施行  「鳥取県男女共同参画センター(よりん彩)」開設  「鳥取県男女共同参画計画」策定(計画期間:H13年度~18年度)
2002 (平 14)		「育児・介護休業法」改正(※3)	「鳥取県配偶者暴力相談支援センター」開設
2003 (平 15)		「次世代育成支援対策推進法」施行	
2004 (平 16)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」策定  「DV防止法」改正(※4)	「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画(DV被害者支援計画)」策定
2005 (平 17)	第49回国連婦人の地位委員会/「北京+10」閣僚級会合(※5)	「育児・介護休業法」改正(※6)  「女性の再チャレンジ支援プラン」策定  「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	
2006 (平 18)		「女性の再チャレンジ支援プラン」改正	「とっとり女性史 戦後からの歩み」刊行
2007 (平 19)		「男女雇用機会均等法」改正(※7)  「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」  「仕事と生活の調和推進のための行動計画」	「第2次鳥取県男女共同参画計画」策定(計画期間:H19年度~23年度)
2008 (平 20)		「DV防止法」改正(※8)	
2010 (平 22)	第54回国連婦人の地位委員会/「北京+15」記念会合	「育児・介護休業法」改正(※9) 「男女共同参画基本計画(第3次)」策定	「DV被害者支援計画」第2次改訂
2011 (平 23)		「第2次犯罪被害者等基本計画」策定	
2012 (平 24)			「第3次鳥取県男女共同参画計画」策定(計画期間:H24年度~28年度)
2013 (平 25)		「ストーカー規制法」改正(※10)	
2014 (平 26)		「DV防止法」改正(※11)	
2015 (平 27)		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」施行	イクボスとっとり共同宣言
2016 (平 28)			「DV被害者支援計画」第3次改訂

※1・・・男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としている。具体的には、「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めている

※2・・・(1)それまで努力義務だった募集・採用、配置・昇進も含めて差別を禁止 (2)女性だけの募集・女性優遇も原則禁止 (3)違反に対し企業名公表という制裁措置の創設 (4)調停の申請には「相手の同意」が不要になったこと (5)ポジティブ・アクションの創設 (6)セクシュアル・ハラスメントの創設

※3・・・時間外労働の制限、勤務時間短縮等措置の対象年齢引き上げ、転勤配慮などが盛り込まれる

※4・・・(1)裁判所が発令する保護命令の対象を子どもや元配偶者まで広げることとし、また配偶者からの暴力は、「精神的暴力・性的暴力」を含むものと改正  
(2)接近禁止命令:加害者が子どもと配偶者または元配偶者に6ヵ月間近づくことを禁止  
(3)退去命令:2ヵ月間に延長

- ※5・・・「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」を再確認し、これまでの男女平等に関する達成事項を歓迎するとともに、完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める内容
- ※6・・・休業対象者拡大(有期雇用者など)、1歳6ヶ月までの育休期間延長措置、介護休業の取得回数制限の緩和、子の看護休暇創設などが盛り込まれる
- ※7・・・(1)性別による差別禁止の範囲の拡大 (2)妊娠・出産などを理由とする解雇の無効、その他の不利益取り扱いの禁止 (3)セクシュアル・ハラスメント対策措置の義務化
- ※8・・・保護命令制度の拡充
  - (1)生命等に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令
  - (2)電話等を禁止する保護命令(①面会の要求②行動の監視に関する事項を告げること等③著しく粗野・乱暴な言動④無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子メール(緊急やむを得ない場合を除く。))⑤夜間(午後10時～午前6時)の電話・ファクシミリ・電子メール(緊急やむを得ない場合を除く。))⑥汚物・動物の死体等の著しく不快又は嫌悪の情を催させる物の送付等⑦名誉を害する事項を告げること等⑧性的羞恥心を害する事項を告げること等又は性的羞恥心を害する文書・図画の送付等
  - (3)被害者の親族等への接近禁止命令
- ※9・・・パパ・ママ育休プラス、専業主婦除外規定廃止、育児短時間勤務制度・所定外免除の義務化、介護休暇創設などが新たに追加
- ※10・・・(1)拒まれたにもかかわらず連続して電子メールを送信する行為を「つきまとい等」に加える  
 (2)申出をした者の住所・居所地だけでなく、加害者の住所・居所地、ストーカー行為が行われた地を管轄する公安委員会・警察本部長等も、禁止命令、警告又は仮の命令等を行うことができる  
 (3)警告や禁止命令等をしたとき、警察及び公安委員会等は速やかに申出をした者に通知しなければならない。また、申出を受けたにもかかわらず警告や禁止命令等を出さない場合は、警察及び公安委員会等はその理由を申出をした者に書面で通知しなければならない  
 (4)国・地方公共団体は「婦人相談所その他適切な施設」による支援に努めなければならないこと、また、ストーカー行為等防止啓発・防止に関する活動を行う自主的な民間組織を支援するための財政上その他の必要な措置を講じなければならないこととする
- ※11・・・法律名を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」とし、これまで事実婚を含む配偶者や元配偶者からの暴力およびその被害者に限定されていた適用対象を、同居する交際相手からの暴力及びその被害者に拡大

## 「障がいのある人の人権」国内外の動き

年	国連等	国	県
1950 (昭 25)		「身体障害者福祉法」施行 「精神衛生法」施行	
1951 (昭 26)		「児童憲章」宣言 「社会福祉事業法」施行	
1960 (昭 35)		「精神薄弱者福祉法」施行 「身体障害者雇用促進法」施行	
1970 (昭 45)		「心身障害者対策基本法」施行	
1971 (昭 46)	「精神薄弱者の権利宣言」採択		
1975 (昭 50)	「障害者の権利宣言」採択		
1976 (昭 51)		「身体障害者雇用促進法」改正 (※1)	
1981 (昭 56)	「国際障害者年」		
1982 (昭 57)	「国連障害者の10年」(1983～1992)の 宣言 「障害者に関する世界行動計画」の策定	「障害者対策に関する長期計画」(1982 ～1992)	
1987 (昭 62)		法律の名称を「身体障害者雇用促進法」 から「障害者の雇用の促進等に関する 法律(障害者雇用促進法)」へ改正(※ 2) 法律の名称を「精神衛生法」から「精神 保健法」へ改正(※3)	
1989 (平元)	「児童の権利に関する条約(子どもの権 利条約)」採択		
1993 (平 5)	「障害者の機会均等化に関する標準規 則」の採択  「アジア太平洋障害者の10年」(1993～ 2002)	「障害者対策に関する新長期計画(障害 者基本計画)」(1993～2002)  法律の名称を「心身障害者対策基本法」 から「障害者基本法」へ改正(※4)	「鳥取県障害者計画」策定
1994 (平 6)		「高齢者、身体障害者等が円滑に利用で きる特定建築物の建築の促進に関する 法律(ハートビル法)」施行 「子どもの権利条約」批准	県職員採用試験において身体障がい者 採用枠を設定
1995 (平 7)		「障害者プラン(ノーマライゼーション7か 年戦略)」策定  「精神保健法」から「精神保健及び精神 障害者福祉に関する法律(精神保健福 祉法)」へ改正(※5)	
1996 (平 8)			「鳥取県福祉のまちづくり条例」施行
1997 (平 9)			「鳥取県障害者計画7か年重点計画」策 定
1998 (平 10)		法律の名称を「精神薄弱者福祉法」から 「知的障害者福祉法」へ改正(※6)	
1999 (平 11)		「精神保健福祉法」改正(※7)	
2000 (平 12)		「成年後見制度等に関する民法の一部 を改正する法律」等施行  「高齢者、身体障害者等の公共交通機 関を利用した移動の円滑化の促進に関 する法律(交通バリアフリー法)」施行 「社会福祉法」施行	
2002 (平 14)		「身体障害者補助犬法」施行(※8)	

年	国連等	国	県
2003 (平 15)	「アジア太平洋障害者の10年」を延長 (2003～2012)	「障害者基本計画(第2次計画)」(2003～2012) 支援費制度(措置から契約へ)の施行	
2004 (平 16)		「障害者基本法」改正(※9)	「鳥取県障害者計画(新計画)」策定
2005 (平 17)		「発達障害者支援法」施行(※10)	
2006 (平 18)	「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」採択	「障害者自立支援法」施行(※11) 「精神保健福祉法」改正(※12) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」施行(※13) 「教育基本法」改正(※14)	「鳥取県障害者福祉計画」策定(3年毎見直し)
2007 (平 19)		「障害者権利条約」署名 「重点施策実施5か年計画」 「学校教育法」改正(※15)	
2008 (平 20)	「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」発効	「身体障害者補助犬法」改正(※16)	「鳥取県福祉のまちづくり条例」全部改正(バリアフリー法に基づく条例へ衣替え)
2009 (平 21)		「障害者雇用促進法」改正(※17)	「あいサポート運動」スタート 「ハートフル駐車場」利用証制度スタート
2010 (平 22)		「障害者自立支援法」改正(※18)	
2011 (平 23)		「障害者基本法」改正(※19)	
2012 (平 24)		「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」施行(※20)	「第3期鳥取県障害者福祉計画」
2013 (平 25)		「障害者基本計画(第3次計画)」(2013～2017) 「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」施行(※21) 法律の名称を「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」へ改正(※22) 「学校教育法施行令」改正(※23)	「鳥取県手話言語条例」施行
2014 (平 26)		「障害者権利条約」批准	県教育審議会答申「鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について」公表 第1回「全国高校生手話パフォーマンス甲子園」開催
2015 (平 27)			「鳥取県障がい者プラン」策定 「鳥取県手話施策推進計画」策定
2016 (平 28)		「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」施行(※24) 「障害者雇用促進法」改正(※25)	

※1… 身体障がい者の法定雇用率を「努力義務」から「義務」に強化

※2… 法律の対象を知的障がい者にも広げるとともに、障がい者雇用率の算定に関して特例子会社制度が法制化された

※3… 法律の目的として社会復帰の理念が初めて明記され、入院患者の人権擁護に関して本人の同意に基づく任意入院制度が創設され、精神障害者社会復帰施設制度が創設された

※4… 法律の目的に障がい者の自立と社会参加の促進を規定し、法律の対象となる障がい者を身体障がい、知的障がい又は精神障がいとすることや、「障害者の日」を定めること等が規定された

- ※5… 平成5年に成立した障害者基本法において精神障がい者が基本法の対象として明確に位置づけられたことを受けて、精神障害者保健福祉手帳の創設や社会適応訓練事業の法定化、精神保健指定医制度の充実など福祉の充実を図ることとした
- ※6… 精神薄弱の用語を「知的障害」に改めるとともに、知的障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進し、知的障がい者を援助するとともに必要な保護を行い、知的障がい者の福祉の充実を図ることとした
- ※7… 精神科病院の人権侵害事件や不祥事の再発を防止し、精神障がい者の人権保護をさらに強化するため、精神医療審査会の機能強化、精神科病院に対する指導監督の強化等を図った
- ※8… 「身体障害者補助犬」を盲導犬・介助犬・聴導犬の三種とし、公共施設や公共交通機関等への補助犬同伴受け入れをその設置者等に義務付けるとともに、補助犬を同伴する者の行動管理・衛生管理に関する義務等が規定された
- ※9… 目的規定において障がいのある人の自立や社会参加の支援等が示され、基本理念として障がいを理由とする差別等の禁止が規定されたほか、「障害者週間」の設置、都道府県及び市町村における障害者計画の策定義務化等が規定された
- ※10… 発達障がいを早期に発見し、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育等における支援を図るため、発達障がいの定義、ライフステージを通じた一貫した支援、関係機関の連携、理解の促進、専門家の養成等について定められた
- ※11… 障がいのある人が地域で自立した生活を営むことができるよう、身体障がい、知的障がい、精神障がいといった障がいの種類によって異なっていた各種福祉サービスを一元化して地域生活中心のサービス体系へ再編するとともに、サービスの実施主体を住民に一番身近な市町村に一元化した
- ※12… 障害者自立支援法に移行した福祉サービスに関する項目を削除するとともに、精神保健医療福祉の改革ビジョン等に基づき、改善命令に従わない病院名の公表、入院患者の処遇改善、市町村が行う相談体制の強化、病名の「統合失調症」への変更等が規定された
- ※13… 公共交通機関、道路、建築物のみならず、都市公園、路外駐車場を含め障がいのある人等が日常生活等において利用する施設や経路を一体的にとらえた総合的なバリアフリー化の推進を図るための整備基準等が定められた
- ※14… 「教育の機会均等」に関する規定に、障がいのある児童生徒等についても、その障がいの状態に応じ十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を国及び地方公共団体が講じなければならない旨が新たに明記された
- ※15… 障がいのある児童生徒等の教育的ニーズに柔軟に対応し、適切な指導・支援を行うため、従来の盲・ろう・養護学校制度を特別支援学校の制度に転換するとともに、小・中学校等において教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対して、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことが新たに位置付けられた
- ※16… 都道府県等への相談窓口の設置、一定規模以上の民間企業に対する補助犬使用勤務者の受け入れ義務化等が規定された
- ※17… 意欲・能力に応じた障がい者の雇用機会の拡大を図るため、障害者雇用納付金制度が適用される対象の一定規模以上の中小企業への拡大、短時間労働に対応した雇用率制度の見直し等が規定された
- ※18… 地域における障がい者等の支援体制の充実を図るため基幹相談支援センターの設置や、関係者により構成される自立支援機関の法定化、支援決定プロセスの見直し等を行うとともに、利用者負担における応能負担の原則や発達障がいがこの法律の対象となることが明確化された。
- ※19… 国連総会で採択された障害者権利条約の批准に向けた国内法整備の一環として、障がい者の定義を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」と拡大するとともに、社会的障壁の除去についての合理的配慮の概念が導入された
- ※20… 障がいのある人に対する家庭や施設等での虐待が社会問題化する中で、障がい者虐待の定義と類型を定めるとともに、国等の責務、早期発見の努力義務、障害者虐待防止等に係る具体的スキーム、学校や医療機関等の管理者に対する防止措置の義務付け等が規定された
- ※21… 平成25年7月1日以降に公示・告示される選挙について、成年被後見人の方は、選挙権・被選挙権を有することとなるとともに、病院、老人ホーム等における不在者投票について、外部立会人を立ち合わせるなど等の公正な実施確保の努力義務が規定された
- ※22… 地域社会における共生の実現に向けて重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化、地域移行支援の対象拡大など障がい福祉サービスの充実を図るとともに、障がい者の範囲に難病等を加えた
- ※23… 学校施設のバリアフリー化や平成23年8月の障害者基本法改正等を踏まえて、障がいのある児童生徒の就学先決定の仕組みについて、市町村教育委員会が個々の児童生徒の障がいの状態等を踏まえた十分な検討を行った上で、小中学校又は特別支援学校のいずれかを判断・決定する仕組みに改められた
- ※24… 障害者権利条約の批准に向けた国内法整備の一環として、障がいを理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止、相談・紛争解決の体制整備等が規定された
- ※25… 雇用の分野における障がいを理由とする差別の禁止、合理的配慮の提供義務、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加えることなどが規定された

## 「子どもの人権」国内外の動き

	国連等	国	県
1948 (昭 23)		「児童福祉法」施行	
1951 (昭 26)		「児童憲章」宣言 「社会福祉事業法」施行	
1959 (昭 34)	「児童の権利に関する宣言(児童権利宣言)」採択		
1979 (昭 54)	「国際児童年」		
1980 (昭 55)	ハーグ国際司法会議「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)」作成		「鳥取県青少年健全育成条例」制定
1987 (昭 62)		「民法」改正(※1)	
1989 (平元)	「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」採択		
1994 (平 6)		「子どもの権利条約」批准 「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について(エンゼルプラン)」	
1999 (平 11)	「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約」採択	「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(児童買春・児童ポルノ禁止法)」施行 「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について(新エンゼルプラン)」策定	
2000 (平 12)	「児童の売春、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択	「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」施行 「少年法」改正(※2) 「社会福祉法」施行	「21世紀鳥取県教育ビジョン」策定
2001 (平 13)	「世界の子どもたちのための平和の文化と非暴力のための国際10年」(2001～2010)		
2002 (平 14)		「新子どもプラン」策定	
2003 (平 15)		「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法」施行 「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)」施行	「とっとり21世紀青少年育成基本構想」策定
2004 (平 16)		「児童虐待防止法」及び「児童福祉法」改正(※3) 「児童買春・児童ポルノ禁止法」改正(※4) 「子ども・子育て応援プラン」策定	
2005 (平 17)			「とっとり子ども未来プラン(鳥取県次世代育成支援行動計画)」策定
2006 (平 18)		「教育基本法」改正(※5) 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」施行	
2007 (平 19)		「少年法」改正(※6)	
2008 (平 20)		「児童虐待防止法」改正(※7) 「児童福祉法」改正(※8) 「出会い系サイト規制法」改正(※9)	「鳥取県青少年健全育成条例」改正(※19)
2009 (平 21)		「児童福祉法」改正(※10)	
2010 (平 22)		「子ども・若者育成支援推進法」施行 「子ども・子育てビジョン」策定	「子育て王国とっとりプラン」策定
2011 (平 23)	「子どもの権利条約の通報手続に関する選択議定書」採択		「青少年健全育成条例」改正(※20)
2012 (平 24)		「民法」改正(※11) 「児童福祉法」改正(※12) 「子ども・子育て支援法」施行 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」改正(※13) 「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」施行	「鳥取県児童福祉施行条例」施行 「とっとり若者自立応援プラン」策定

	国連等	国	県
2013(平 25)		「ハーグ条約」批准	「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」施行
		「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律(ハーグ条約実施法)」施行 「子どもの貧困対策推進法」施行 「いじめ防止対策推進法」施行 「いじめ防止等のための基本的な方針」策定 「民法」改正(※14)	「鳥取県いじめ防止等のための基本的な方針」策定
2014(平 26)		「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法」改正(※15) 「児童買春、児童ポルノ禁止法」改正(※16)	「子育て王国とっとり条例」施行 「子育て王国推進指針」策定 「青少年健全育成条例」改正(※21)
2015(平 27)		「児童福祉法」改正(※17) 「公職選挙法」改正(※18)	「鳥取県社会的養護推進計画」策定 「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」 「とっとり若者自立応援プラン」改訂

- ※1・・・ 特別養子制度を新設
- ※2・・・ 刑事処分の可能年齢を「16歳以上」から「14歳以上」に引き下げ。また、16歳以上の少年が故意の犯罪行為で被害者を死亡させた時は、検察官への逆送を原則とした改正
- ※3・・・ 児童虐待が児童の人権を著しく侵害するものであり、我が国の将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことと明記され、児童虐待の定義の見直し、通告義務の対象拡大並びに国及び地方公共団体の責務が早期発見から自立支援までとされるなどとした改正。これにあわせ「児童福祉法」も改正
- ※4・・・ 法定刑の引き上げ、処罰規定の新設等
- ※5・・・ 国民一人一人が豊かな人生を実現し、我が国が一層の発展を遂げ、国際社会の平和と発展に貢献できるよう、これまでの教育基本法の普遍的な理念は大切にしながら、今日求められる教育の目的や理念、教育の実施に関する基本を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、教育振興基本計画を定めることなど全面的に改正
- ※6・・・ 警察官が触法少年の疑いがある者を発見した場合の任意調査権を明文化し、少年や保護者を呼び出して質問できる権限を明記
- ※7・・・ 目的に「児童の権利利益の擁護に資すること」が明記され、国・地方公共団体の責務として、虐待を受けた児童等に対する「医療の提供体制の整備」が加えられた。また、児童相談所等の権限を強化し、立入調査に関しては、親の同意が得られない場合、一定の手順を踏んだあと裁判所の許可を得て強制立入ができることとしたほか、保護者への指導や面会・通信制限の強化などの改正
- ※8・・・ 地方公共団体の「要保護児童対策地域協議会」設置を努力義務とした。「未成年後見人請求の間の親権の代行」について児童相談所長が公的な立場で職務として親権を行えるようにしたなどの改正
- ※9・・・ 出会い系サイト事業者に対する規制強化及び児童による利用防止措置強化として、民間団体が行う児童利用防止活動の促進、フィルタリングの普及促進を規定
- ※10・・・ 子育て支援に関する事業の制度上の位置づけを明確化、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養護の充実等
- ※11・・・ 児童虐待の防止の観点から、期限付きで親権を制限する「親権制限制度」及び親権が制限された親に代わって子どもの世話などを行う「未成年後見制度」の見直し
- ※12・・・ 障がい児を対象とした施設を、障害者自立支援法(改正後:障害者総合支援法)より児童福祉法に一本化し管理
- ※13・・・ 幼保連携型認定こども園を、学校及び児童福祉施設の両方の法的位置付けをもつ単一の施設として、認可や指導監督等を一本化することなどにより、その設置を促進
- ※14・・・ 嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分と同等とする改正
- ※15・・・ ひとり親家庭等に対する支援を拡充
- ※16・・・ 児童ポルノの所持の禁止、罰則の新設など
- ※17・・・ 難病対策の制度的基盤を確立し、難病医療費助成についての予算の義務化を規定
- ※18・・・ 公職の選挙の選挙権を有する者の年齢について、満20年以上から満18年以上に引き下げ
- ※19・・・ フィルタリング機能による有害情報の閲覧防止について規定
- ※20・・・ 青少年の深夜外出の制限について規定
- ※21・・・ ペアレンタルコントロール及びインターネットに接続機器の販売事業者購入者への説明と書面の交付義務を規定

## 「高齢者の人権」国内外の動き

年	国連等	国	県
1951 (昭 26)		「社会福祉事業法」施行	
1963 (昭 38)		「老人福祉法」施行	
1966 (昭 41)		「敬老の日」指定	
1972 (昭 47)		「老人福祉法」改正 …老人医療費支給制度の創設	
1982 (昭 57)	第1回高齢化問題世界会議の開催 「高齢化に関する国際行動計画」採択		
1983 (昭 58)		「老人保健法」施行	
1986 (昭 61)		「老人保健法」改正 …老人保健施設を制度化 「長寿社会対策大綱」閣議決定	
1989 (平元)		「高齢者保健福祉推進十ヵ年戦略 (ゴールドプラン)」策定 …在宅サービス、施設サービスの整備目標数値を提示	
1990 (平 2)		「老人福祉法」改正(※1)	
1991 (平 3)	「高齢者のための国連原則」採択 (5つの原則=自立、参加、ケア、自己実現、尊厳)	「老人保健法」改正(※2)	
1994 (平 6)		「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」施行 「新ゴールドプラン」策定 …在宅サービス整備目標を大幅に上方修正	
1995 (平 7)		「高齢社会対策基本法」施行(※3)	
1996 (平 8)		「高齢社会対策大綱」策定	「鳥取県福祉のまちづくり条例」施行
1998 (平 10)		「高齢者等の雇用の安定等に関する法律(高齢者雇用安定法)」改正 …60歳定年制の義務化等	
1999 (平 11)	「国際高齢者年」	「今後5か年間の高齢者保健福祉施策の方向(ゴールドプラン21)」策定	
2000 (平 12)		「成年後見制度等に関する民法の一部を改正する法律」等施行  「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」施行  「介護保険法」施行  「社会福祉法」施行	
2001 (平 13)		「新しい高齢社会対策大綱」策定  「高齢者の居住の安定確保に関する法律(高齢者居住法)」施行(※4)	
2005 (平 17)		「介護保険法」改正(※5)	
2006 (平 18)		「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」施行(※6)  「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」施行(※7)	

年	国連等	国	県
2008 (平 20)			「鳥取県福祉のまちづくり条例」全部改正(バリアフリー法に基づく条例へ衣替え)
2009 (平 21)		「介護保険法」及び「老人福祉法」改正(※8)	「鳥取県高齢者の元気と福祉のプラン(鳥取県老人福祉計画及び第4期介護保険事業支援計画)」策定
2011 (平 23)		「高齢者居住安定法」改正(※9) 「介護保険法」改正(※10)	
2012 (平 24)		「認知症施策推進5か年計画(オレンジプラン)」策定(H25～H29)	「鳥取県高齢者の元気と福祉のプラン(鳥取県老人福祉計画及び第5期介護保険事業支援計画)」策定
2014 (平 26)		「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」施行(※11)	
2015 (平 27)		「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」策定(～H37) 「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」施行(※12)	

- ※1… ゴールドプランを受けて、従来の施設ケア中心型の福祉から、在宅・地域を基盤にしたケアシステムづくりを推進する体制にシフトするため、在宅サービスの推進、在宅介護支援センターの制度化、特別養護老人ホーム等への入所決定事務の市町村への移譲、「老人保健福祉計画」(市区町村、都道府県)の策定などが規定された
- ※2… 「老人訪問看護制度(老人訪問看護ステーション)」が創設され、ゴールドプランと連動しながら在宅要介護高齢者の総合的なケア体制の拠点づくりが開始された
- ※3… 生涯を通じ健やかな充実した生活を過ごせるよう、豊かな長寿社会を築くことを基本指針として、国及び地方公共団体による雇用・所得保障、健康・福祉、学習・社会参加、住宅・生活環境の総合的な推進が規定された
- ※4… 民間賃貸住宅居住者への支援として、高齢者向け優良賃貸住宅への補助や高齢者世帯の入居を拒まない賃貸住宅の登録・閲覧制度などが実施された
- ※5… 介護給付費の急激な増加が予測される中、制度の安定的な継続を可能にするため、軽度者に対する新たな予防給付の枠組みの導入、地域密着型サービスとして小規模多機能型居宅介護等の設置、「地域包括支援センター」の創設、サービスの質の確保、向上を図るための介護支援専門員1人当たりの標準担当数の変更や事業者に対する情報公表の義務付け等が規定された
- ※6… 高齢者虐待を経済的虐待など5つに分類して定義し、虐待を発見した場合の通報や迅速な事実確認など在宅介護と施設介護における虐待防止対策が規定された
- ※7… 公共交通機関、道路、建築物のみならず、都市公園、路外駐車場を含め障がいのある人等が日常生活等において利用する施設や経路を一体的にとらえた総合的なバリアフリー化の推進を図るための整備基準等が定められた
- ※8… 介護サービス事業者の不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、業務管理体制整備の義務付け、事業者の本部等に対する立入検査権の創設、不正事業者による処分逃れ対策などが規定された
- ※9… 高齢者向け住宅の供給について、高齢者円滑入居賃貸住宅・高齢者専用賃貸住宅・高齢者向け優良賃貸住宅を廃止し、サービス付き高齢者向け住宅に一本化し知事の登録制度が創設された
- ※10… 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者への包括的な支援(地域包括ケア)を推進するため、医療と介護の連携の強化や介護サービスの質の向上等を図ることとした
- ※11… 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、新たな基金の創設と医療・介護の連携強化、地域における医療提供体制の確保、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化等が定められた
- ※12… 所得の額が一定の基準を下回る老齢基礎年金の受給者に対して、老齢年金生活者支援給付金(保険料納付済み期間等に応じて月額5千円まで)を支給することとした

## 「外国人の人権」国内外の動き

年	国連等	国	県
1951 (昭 26)		「出入国管理及び難民認定法(入管法)」施行	
1952 (昭 27)		「サンフランシスコ平和条約の発効に伴う朝鮮人台湾人等に関する国籍及び戸籍事務処理について」策定  「外国人登録法」施行  「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律」施行	
1965 (昭 40)	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」採択		
1966 (昭 41)		「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との協定の実施に伴う出入国管理特別法(入管特別法)」施行	
1975 (昭 50)	「劣悪な条件の下にある移住並びに移民労働者の機会及び待遇の均等の促進に関する条約と勧告(ILO)」		
1990 (平 2)	「すべての移民労働者及びその家族の権利の保護に関する条約」採択		
1991 (平 3)		「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(入管特例法)」施行	
1995 (平 7)		「人種差別撤廃条約」加入	
2000 (平 12)		「外国人登録法」改正(※1)	「日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則」施行
2006 (平 18)		「地域における多文化共生プラン」策定	
2007 (平 19)		「入管法」改正(※2)	
2009 (平 21)		「国籍法」改正(※3)	
2010 (平 22)		「入管法」「入管特例法」改正(※4)	
2012 (平 24)		「外国人登録法」廃止に伴う「新しい在留管理制度」及び「特別永住者制度」の導入(※5)	
2014 (平 26)			「ヘイトスピーチの禁止等に関する法の整備を求める意見書」県議会採択

※1・・・ 指紋押なつ制度の廃止

※2・・・ 外交特権を有する者、政府招待者、特別永住者及び16歳未満の者以外の外国人は、入国審査にあたって、原則として、指紋採取機による両手の人差し指の指紋採取(バイオメトリクス)と顔写真の撮影を義務化

※3・・・ 出生後に日本人の親に認知された子の届出による国籍取得(国籍法第3条の国籍取得届)について、父母が結婚していることという要件を削除(認知のみで国籍取得を可能に)

※4・・・ 外国人登録制度の廃止と新たな在留管理制度、特別永住制度の導入

※5・・・ 外国人登録法の廃止により、外国人登録証明書が廃止されたことに伴い、在留する外国人には在留カードを、特別永住者には特別永住者証明書を交付

## 「病気にかかわる人の人権」国内外の動き

	国連等	国	県
1907 (明 40)		「癩予防ニ関する件」成立	
1916 (大 5)		「癩予防ニ関する件」改正(※1)	
1931 (昭 6)		「癩予防法」制定	
1953 (昭 28)		「癩予防法」を一部改正した「らい予防法」施行(※2)	
1972 (昭 47)		「難病対策要綱」策定	
1988 (昭 63)	WHO「世界エイズデー」提唱		
1989 (平元)		「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律(エイズ予防法)」施行	
1996 (平 8)		「らい予防法」廃止	
1997 (平 9)		「医療法」改正(※3)	
1999 (平 11)		「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行 「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(エイズ予防指針)」制定 「エイズ予防法」廃止	
2001 (平 13)		「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(ハンセン病補償法)」施行	「長島愛生園と邑久光明園」知事訪問
2002 (平 14)			鳥取県ハンセン病資料集「風紋のあかり」作成
2003 (平 15)		「診療情報の提供等に関する指針」策定	「鳥取県医療相談支援センター」設置
2004 (平 16)		「医療・介護関係事業者における個人情報情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」制定	
2005 (平 17)			「鳥取県難病・相談支援センター」設
2006 (平 18)		「診療報酬」改定(※4) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」改正(※5) 「エイズ予防指針」改正(※6)	
2007 (平 19)		「医療法」改正(※7)	「鳥取県医療安全支援センター」設置(名称変更)
2008 (平 20)	第8回国連人権理事会で「ハンセン病差別撤廃決議」採択		「ハンセン病強制隔離への反省と誓いの碑」設置
2009 (平 21)		「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)」施行	
2010 (平 22)	第65回国連総会本会議において「ハンセン病差別撤廃決議」採択		
2012 (平 24)		「エイズ予防指針」改正(※8)	
2013 (平 25)		法律の名称を「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」へ改正(※9)	「鳥取県保健医療計画」改訂(※10)
2014 (平 26)		「健康・医療戦略推進法」施行	「第3次鳥取県地域医療再生計画」変更(※11) 「医療介護総合確保促進法に基づく鳥取県計画」策定
2015 (平 27)		「難病の患者に対する医療等に関する法律」施行 「医療法」改正(※12)	

※1…療養所長に懲戒検束権を付与

※2…強制隔離継続、強制入所、患者の従業禁止、汚染場所の消毒、物件の消毒廃棄、入所者の外出禁止、所長の秩序維持を規定

※3…インフォームド・コンセント(患者に対する十分な説明と同意)の努力義務を規定

※4…セカンドオピニオンのための紹介状の作成が情報提供料として加算できることになり、保険診療報酬の評価項目として位置付けられたことで患者も医師にセカンドオピニオンを希望しやすくなった

※5…人権の尊重を明記

※6…国と地方の役割分担のもと、人権を尊重しつつ、「普及啓発及び教育」「検査・相談体制の充実」「医療提供体制の再構築」などの施策に取り組むことを規定

- ※7… 患者等が医療に関する情報を十分に得られ、適切な医療を選択できるよう支援することが規定
- ※8… 「検査相談体制」の位置づけを強化
- ※9… 難病患者等を法の対象に追加
- ※10… 住民・患者の視点を尊重し、安心・安全で質の高い医療の効率的な提供体制の確立
- ※11… 医師・看護師の確保、在宅医療の推進、災害医療体制の充実
- ※12… 医療事故に係る調査の仕組み等を確立し、医療の安全を確保

## 「刑を終えて出所した人の人権」国内外の動き

年	国連等	国	県
1949 (昭 24)		「犯罪者予防更生法」施行	
1950 (昭 25)		「更生緊急保護法」施行 「保護司法」施行	
1954 (昭 29)		「執行猶予者保護観察法」施行	
1996 (平 8)		「更生保護事業法」施行	
1999 (平 11)		「保護司法」改正	
2006 (平 18)		「更生保護のあり方を考える有識者会議」報告書	
2008 (平 20)		「更生保護法」施行 「経済財政改革の基本方針2008」(閣議決定)(※1) 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(犯罪対策閣僚会議)(※2)	
2010 (平 22)			「鳥取県地域生活定着支援センター」の開設
2011 (平 23)		全都道府県に「地域生活定着支援センター」を開設	
2012 (平 24)		「再犯防止に向けた総合対策」(犯罪対策閣僚会議)	
2013 (平 25)		「更生保護法」改正 「世界一安全な日本」創造戦略(閣議決定)	
2016 (平 28)		「刑法」改正及び「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」施行(※3)	

※1… 再犯防止の観点から、地域社会・民間企業の協力や社会福祉との連携等を図りつつ、矯正施設及び社会内における処遇の充実や出所者等の社会復帰支援を効率的に実施する

※2… 高齢・障がい等により、自立が困難な出所者等が出所後直ちに福祉サービスを受けられるようにするため、(刑務所に社会福祉士・精神保健福祉士を配置し、)刑務所等の社会福祉士等を活用した相談支援体制を整備するとともに、「地域生活定着支援センター(仮称)」を都道府県の圏域毎に1か所設置し、各都道府県の保護観察所と協働して、社会復帰を支援する

※3… 受刑者の社会復帰促進や、保護観察による再犯防止を目的として、前に禁錮以上の実刑に処せられたことがない者等を対象に、一定期間受刑させたのち、残りの刑期の執行を猶予する「刑の一部執行猶予制度」を定める

## 「犯罪被害者等の人権」国内外の動き

	国連等	国	県
1981 (昭 56)		「犯罪被害者等給付金支給法」施行	
1985 (昭 60)	「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」採択		
1996 (平 8)		「被害者対策要綱」制定(警察庁)	
1998 (平 10)		「全国被害者支援ネットワーク」設立	
2000 (平 12)		「刑事訴訟法及び検察審査会法」改正(※1) 「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(犯罪被害者保護法)」施行	
2001 (平 13)		「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」改正(※2)	
2005 (平 17)		「犯罪被害者等基本法(基本法)」施行 「犯罪被害者等基本計画」策定(計画期間H17～H22年度)	
2006 (平 18)		「犯罪被害給付制度」改正(※3)	
2008 (平 20)		「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」(犯罪被害者支援法)改正(※4) 「更生保護法」施行 「被害者参加制度、被害者参加人のための国選弁護制度、損害賠償命令制度」開始	「鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例(推進条例)」施行 「とっとり被害者支援センター」開設
2009 (平 21)		「裁判員制度」開始	「鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画」策定(計画期間H20年度～22年度)
2011 (平 23)		「第2次犯罪被害者等基本計画」策定(計画期間H23～H27年度) 「犯罪被害者支援要綱」制定(警察庁)	
2012 (平 24)			「鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画」改訂(計画期間H23年度～25年度)(※6)
2013 (平 25)		「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び改正総合法律支援法」改正(※5)	
2015 (平 27)			「鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画」改訂(計画期間H26年度～28年度)(※7)

- ※1・・・ 証人への付添いや遮へい措置の導入、ビデオリンク方式による証人尋問の導入による負担の軽減、性犯罪の告訴期間の撤廃及び検察審査会への審査申立権者の範囲拡大等
- ※2・・・ 「犯罪被害者等給付金支給法」を「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」に変更  
平成7年に発生した地下鉄サリン事件などの無差別殺傷事件を契機に、犯罪被害者の置かれた悲惨な状況が広く国民に認識され、犯罪被害給付制度の拡充を始めとする犯罪被害者に対する支援を求める社会的な機運が急速に高まったことなどを踏まえ、重傷病給付金の創設など支給対象の拡大や給付基礎額の引上げを中心とした法改正がなされた
- ※3・・・ 「犯罪被害者等基本計画」を受け、重傷病給付金について支給要件の緩和や支給対象期間の延長などを内容とする政令改正がなされるとともに、親族の間で行われた犯罪について支給制限を緩和するための規則改正がなされた
- ※4・・・ 「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」を「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」(犯罪被害者支援法)に変更  
休業損害を考慮した重傷病給付金の額の加算、重度後遺障害が重い者(障がい等級第1級から第3級までに該当する障がいが残った方)に対する障がい給付金の引上げ、生計維持関係のある遺族給付金の引上げなど犯罪被害給付制度の抜本的拡充を図った

- ※5・・・ 刑事被告事件の手續への参加に伴う被害者参加人の経済的負担を軽減するための改正。公判期日又は公判準備に出席した被害者参加人に対し国が被害者参加旅費等を支給する制度を創設するとともに、これに関する事務を日本司法支援センターに委任することとするほか、裁判所に対する被害者参加弁護士を選定の請求に係る資力要件を緩和する
- ※6・・・ 推進施策の新たな数値目標の設定や安全で安心なまちづくりを取り巻く状況の変化に対応する個別の施策などを盛り込んで改定。『鍵かけ運動の推進』を最重点施策として実施
- ※7・・・ 社会・犯罪情勢の変化に対応する個別の施策を盛り込んでいくものとした。犯罪被害者等の支援の施策の柱に、「性暴力被害者への支援」を追加し、性暴力被害者が安心して相談できる体制の構築等を推進する

## 「性的マイノリティの人権」国内外の動き

年	国連等	国	県
1997 (平 9)		日本精神神経学会による「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン」策定	
2004 (平 16)		「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(性同一性障害者特例法)」施行	
2005 (平 17)			「人権に配慮した申請書類等にするための関係規則の整備に関する規則」施行(※1)
2008 (平 20)	国連総会で人権と性的指向・性自認に関する声明提出	「性同一性障害者特例法」改正(※2)	
2011 (平 23)	人権理事会は性的指向と性同一性に関する決議を採択		
2015 (平 27)	米国連邦最高裁が同性婚を認めない州法は違憲であると判決	東京都渋谷区において、「同性パートナーシップ条例」が成立、施行	

※1・・・ 本籍、性別等記載の必要のない記載項目を申請書等の様式から削る等所要の規定の整備を行う

※2・・・ 性別の取扱いの変更の審判を受ける要件として「子がないこと」を「未成年の子がないこと」に条件を緩和

## 「生活困難者の人権」国内外の動き

	国連等	国	県
1951 (昭 26)		「社会福祉事業法」施行	
1986 (昭 61)		「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(労働者派遣法)」施行	
1993 (平 5)		「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)」施行	
1997 (平 9)	貧困撲滅のための国連の10年		
2000 (平 12)		「社会福祉法」施行	
2002 (平 14)		「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行	
2008 (平 20)		「パートタイム労働法」改正(※1)	
2012 (平 24)		「労働者派遣法」改正(※2) 「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」改正(※3)	
2013 (平 25)		「子どもの貧困対策推進法」施行 「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」策定	
2015(平 27)		「生活困窮者自立支援法」施行 「パートタイム労働法」改正(※4) 「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」改訂(※5)	

- ※1… 少子高齢化、労働力人口減少社会において、短時間労働者がその有する能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、短時間労働者の納得性の向上、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保、通常の労働者への転換の推進を図る等のための改正
- ※2… 法律名が「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」から「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改正され、法律の目的に、派遣労働者の保護のための法律であることを明記
- ※3… 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」の有効期限を5年延長(平成29年8月6日までとする)
- ※4… パートタイム労働者の公正な待遇の確保・納得性を高めるための措置、パートタイム労働法の実効性を高めるための規定の新設
- ※5… 「生活困窮者自立支援法」施行に伴い、ホームレス対策のうち、福祉の観点から実施しているホームレス自立支援事業等については、生活困窮者自立支援法に基づく事業として実施。ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の早期把握等を図るなど、生活困窮者一時生活支援事業等にも積極的に取り組むなどの改正

## 「インターネットにおける人権」国内外の動き

	国連等	国	県
1980 (昭 55)			「鳥取県青少年健全育成条例」制定
2000 (平 12)		「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行	
2002 (平 14)		「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」施行 「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」策定	
2003 (平 15)		「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)」施行 「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」施行	
2004 (平 16)		「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」改訂(※1)	
2007 (平 19)		プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会「発信者情報開示関係ガイドライン」公表	
2008 (平 20)		「出会い系サイト規制法」改正(※2)	「鳥取県青少年健全育成条例」改正(※3)
2009 (平 21)		「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)」施行	
2013 (平 25)		「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正(※4)	「鳥取県青少年健全育成条例」改正(※5)
2014 (平 26)			「鳥取県青少年健全育成条例」改正(※6)

- ※1… インターネット上の人権侵害行為について、法務省の人権擁護機関からプロバイダーに対して情報の削除依頼があった場合の対応プロセスを明確化
- ※2… 出会い系サイト事業者に対する規制強化及び児童による利用防止措置強化として、民間団体が行う児童利用防止活動の促進、フィルタリングの普及促進を規定
- ※3… フィルタリング機能による有害情報の閲覧防止について規定
- ※4… 被害者から拒まれたにもかかわらず、連続して電子メールを送信する行為が、新たにストーカー規制法の規制対象として追加
- ※5… 青少年に販売、観覧等をさせないよう努めなければならない図書類、興行等及び青少年のインターネットの利用に当たってフィルタリング機能の対象とすべき有害情報に、危険ドラッグ等の使用をあおるもの等を追加。
- ※6… 保護者へのペアレンタルコントロール措置の努力義務及びインターネット接続機器販売事業者の購入者へのペアレンタルコントロールに関する説明と書面の交付義務を規定

## 「ユニバーサルデザインの推進」国内外の動き

年	国連等	国	県
1974 (昭 49)	バリアフリーデザインに関する専門 家会議においてバリアフリー提唱		
1985 (昭 60)	米ノースカロライナ州立大学のロナ ルド・メイスが、ユニバーサルデザイ ン提唱		
1994 (平 6)		「高齢者・身体障害者等が円滑に 利用できる特定建物の建築の促進 に関する法律(ハートビル法)」施 行(※1)	
1996 (平 8)			「鳥取県福祉のまちづくり条例」施行
1998 (平 10)	ISO(国際標準化機構)の総会にお いて、ユニバーサルデザインとアク セシブルデザインの原則採用とガイ ドライン策定		
2000 (平 12)		「高齢者、身体障害者等の公共交 通機関を利用した移動の円滑化の 促進に関する法律(交通バリアフ リー法)」施行(※2)	
2002 (平 14)			イベント等を行う場合の点検項目の策定
2006 (平 18)		「高齢者、障害者等の移動等の円 滑化の促進に関する法律(バリアフ リー新法)」施行(※3)	

※1・・・ 病院、劇場、集会場、展示場、デパートなど不特定かつ多数の人が利用する政令が定める公共的施設において、出入口、廊下、階段、エレベータ、トイレなどを高齢者や障がい者が支障なく利用できるよう対策を促すもの

※2・・・ 鉄道駅、空港、バスターミナル等、公共交通機関の旅客施設の新設と大規模改築、あるいは新車両の導入などの際のバリアフリー化を義務付けた

※3・・・ 高齢者や障がい者が気軽に移動できるよう、階段や段差を解消することを目指すもの

## 「様々な人権」国内外の動き

年	国連等	国	県
1993 (平 5)	「世界の先住民の国際年」宣言		
1995 (平 7)	「世界の先住民の国際の10年」(1995～2004)		
1997 (平 9)		「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」施行	
1999 (平 11)			「鳥取県個人情報保護条例」施行
2002 (平 14)		日朝首脳会談開催(※1)	
2003 (平 15)		「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」施行 「個人情報の保護に関する法律」施行(全面施行は2005年)	
2004 (平 16)		第2回日朝首脳会談(※2)	「鳥取県情報システム管理要綱」(情報セキュリティポリシー)施行
2005 (平 17)	「北朝鮮人権状況決議」採択	「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」施行	
2006 (平 18)		「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行	
2007 (平 19)	「先住民族の権利に関する国連宣言」採択	「男女雇用機会均等法」改正(※3)	
2008 (平 20)		「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」採択	
2009 (平 21)			個別労使紛争解決支援センター設置
2011 (平 23)		東日本大震災発生 人権教育・啓発基本計画一部変更	
2014 (平 26)		「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」改正(※4)	
2015 (平 27)		「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)」施行	

※1… 北朝鮮当局が拉致を初めて認め、政府認定拉致被害者17名のうち5名の帰国が実現

※2… 2002年に帰国した拉致被害者の家族が帰国

※3… (1).性別による差別禁止の範囲の拡大 (2)妊娠・出産などを理由とする解雇の無効、その他の不利益取り扱いの禁止 (3)セクシュアル・ハラスメント対策措置の義務化

※4… 拉致被害者の帰国に備え、永住を決めた拉致被害者及びその配偶者の老後における所得を補完しその良好かつ平穏な生活の確保に資するため、老齢給付金等の支給その他の必要な施策を講ずることを目的とすることを追加

# 世界人権宣言

1948年12月10日  
第3回国連総会採択

## 前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

## 第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

## 第2条

すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

## 第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

## 第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

## 第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることは

ない。

#### 第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

#### 第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

#### 第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

#### 第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

#### 第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

#### 第11条

犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。  
2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

#### 第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

#### 第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

#### 第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

#### 第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

#### 第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

#### 第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

#### 第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

#### 第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

#### 第20条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

#### 第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

#### 第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

#### 第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

#### 第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

#### 第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出である与否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

#### 第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

#### 第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

#### 第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

#### 第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

#### 第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

# 日 本 国 憲 法 ( 抄 )

昭和21年11月3日公布

昭和22年5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは平和を維持し専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国との対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

## 第3章 国民の権利及び義務

### 第10条

日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

### 第11条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

### 第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

### 第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

### 第14条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを

有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

#### 第15条

公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

- 2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
- 3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- 4 すべての選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

#### 第16条

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

#### 第17条

何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

#### 第18条

何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

#### 第19条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

#### 第20条

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

#### 第21条

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

#### 第22条

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

#### 第23条

学問の自由は、これを保障する。

#### 第24条

婚姻は、両性の合意にのみ基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事

項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

#### 第25条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

#### 第26条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

#### 第27条

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。

#### 第28条

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

#### 第29条

財産権は、これを侵してはならない。

- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

#### 第30条

国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

#### 第31条

何人も、法律の定める手続きによらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

#### 第32条

何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

#### 第33条

何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

#### 第34条

何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示さなければならない。

### 第35条

何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

### 第36条

公務員による拷問及び残酷な刑罰は、絶対にこれを禁止する。

### 第37条

すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

### 第38条

何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

### 第39条

何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

### 第40条

何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

## 第10章最高法規

### 第97条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことの出来ない永久の権利として信託されたものである。

# 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 11 月 29 日制定

平成 12 月 12 月 6 日施行

## (目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

## (基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

## (国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

## (基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

## (年次報告)

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

## (財政上の措置)

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

# 鳥取県人権尊重の社会づくり条例

平成8年7月9日  
鳥取県条例第15号

鳥取県人権尊重の社会づくり条例をここに公布する。

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であり、人間として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。これは、人類普遍の原理であり、自由と正義と平和の基礎であり、かつ、法の下での平等及び基本的人権の保障を定めた日本国憲法の本質にかなるものである。

この理念の下に、お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会が実現されなければならない。

ここに、我々鳥取県に暮らすすべての者は、豊かな自然に抱かれ、歴史と文化を育んできたふるさと鳥取の地で、共に力を合わせてこの使命を達成することを決意し、真に人権が尊重される社会とするため、この条例を制定する。

## (目的)

第1条 この条例は、人権尊重に関し、県、市町村及び県内に暮らすすべての者の果たすべき責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、同和問題、女性の人権に関する問題、障害者の人権に関する問題などの人権に関する問題への取組みを推進し、差別のない真に人権が尊重される社会づくりを図ることを目的とする。

## (県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、人権尊重の社会づくりに関する施策(以下「人権施策」という。)を積極的に推進するとともに、県行政のあらゆる分野で人権に配慮し、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の醸成及び高揚を促進しなければならない。

2 県は、人権施策を推進するに当たっては、国、市町村及び関係団体と連携協力しなければならない。

3 県は、市町村が実施する人権施策について、必要な助言その他の支援を行うものとする。

## (市町村の責務)

第3条 市町村は、県が実施する人権施策に協力するとともに、自らの行政分野で人権尊重に配慮し、人権意識の醸成及び高揚に努めなければならない。

## (県内に暮らすすべての者の責務)

第4条 県内に暮らすすべての者は、相互に人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに、県が実施する人権施策に協力しなければならない。

## (基本方針)

第5条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となるべき方針(以下「人権施策基本方針」という。)を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権尊重の基本理念
- (2) 人権に関する意識の高揚に関すること。
- (3) 差別実態の解消に向けた施策に関すること。
- (4) 相談支援体制に関すること。
- (5) 前3号に掲げるもののほか、人権尊重の社会づくりのための重要な施策に関すること。
- (6) 同和問題、女性の人権に関する問題、障害者の人権に関する問題などの人権に関する問題における分野ごとの施策に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項

(人権に関する相談)

第6条 知事は、人権尊重の社会づくりを推進するため、人権相談窓口(県民の人権に関する各般の問題につき、相談に応じるとともに、相談をした者(以下「相談者」という。)への支援を行うための窓口をいう。以下同じ。)を設置する。

2 知事は、人権相談窓口において人権に関する相談を受けたときは、専門的知見を活用しながらその相談に応じるとともに、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 相談者への助言

(2) 国、県、市町村等が設置する相談機関(人権に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う機関をいう。)その他の関係機関(以下単に「関係機関」という。)の紹介

(3) 関係機関と連携した相談者の支援

(4) その他相談者及び関係機関に対する必要な支援

3 知事は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、人権相談窓口の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(鳥取県人権尊重の社会づくり協議会)

第7条 人権施策基本方針その他人権施策に県内に暮らすすべての者の意見を反映させるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、協議会の意見を聴くものとする。

3 協議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

第8条 協議会は、委員26人以内で組織する。

2 委員は、人権に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年8月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

2 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(平成19年鳥取県条例第38号)の一部を次のように改正する。